

法人県民税、法人事業税、地方法人特別税の納付書について

鳥取県では平成31年1月より税務システムが従来のものから新しいものへ変更したことに伴い、納付書の様式、課税番号も変更となっております。

鳥取県から送付させていただいている納付書以外の様式をご利用の際は、課税番号欄に「35」または「50」で始まる10ケタの課税番号をご記載いただきますようお願いいたします（旧課税番号（旧管理番号）は使用しないでください）。課税番号が不明な場合は県税事務所までお問合せください。ご理解とご協力をお願い致します。

鳥取県倉吉市東巖城町2番地

鳥取県中部県税事務所 課税課 事業税担当

電話 0858-23-3109

FAX 0858-23-3118